建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

（認定申請書の添付図書等）

第十二条の二　省令第十条の四の二第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(い)欄に掲げる法及び令の規定による認定の申請の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)～(六) 略		
(七)	令第百三十七条の十二第六項	一　(一)項(ろ)欄第一号及び第二号に掲げる図面 二　省令第一条の三第一項の表二に掲げる既存不適格調書 三　その他知事が必要と認める図書
(八)	令第百三十七条の十二第七項	一　(一)項(ろ)欄第一号に掲げる図面 二　(二)項(ろ)欄第二号に掲げる図面 三　(七)項(ろ)欄第二号に掲げる図書 四　その他知事が必要と認める図書
(九)	令第百三十七条の十六第二号	一～三　略 四　(七)項(ろ)欄第二号に掲げる図書 五　略

2以下　略

旧

（認定申請書の添付図書等）

第十二条の二　同上

	(い)	(ろ)
(一)～(六) 略		
(七)	令第百三十七条の十六第二号	一～三　略 四　省令第一条の三第一項の表二に掲げる既存不適格調書 五　略

2以下　略